

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年 7月21日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋西側ヤードトレンチ内の建屋壁配管貫通部において、タービン補機冷却系配管の配管スリーブ(貫通治具、さや管)に腐食が認められたため、当該部分を点検・修理。 なお、腐食はスリーブのみで、配管自体は腐食無し。	GⅢ	
2	1号機	換気空調系コントロール建屋中央制御室環気温度指示検出スイッチにおいて、指示値不良(実温度約21.7℃に対し、約27.0℃を指示)が認められたため、当該指示検出スイッチを点検・修理。	GⅢ	
3	2号機	放射性ドレン移送系タービン建屋スチームドレンサンプ(A)ポンプ停止用液位検出スイッチにおいて、動作不良(規定液位にて動作せず)が認められたため、当該液位検出スイッチを点検・修理。	GⅢ	
4	3号機	中央制御室内の状態表示画面No. 8において、トレンド表示(傾向表示)の表示不良(履歴部分が表示されない及び通信異常警報の頻発)が認められたため、原因調査・対策検討。 なお、トレンド表示(傾向表示)については、他の状態表示画面にて確認可能。	GⅢ	
5	3号機	コントロール建屋1階床面において、モルタル詰めされた貫通部の陥没が認められたため、当該床面を点検・修理。	GⅢ	